

第5章 基本的施策の推進

第4章で定めた7つの基本方向に沿って推進する基本的施策の内容を明らかにします。

<用語の定義>

- 〔新規〕 今後、新規事業として実現を図る事業
- 〔充実〕 現在の実施事業に質・量などの工夫を加える事業
- 〔継続〕 現状を今後とも維持し、継続する事業
- 〔検討〕 今後、事業実現を目標に検討を図る事業

〔重点事業〕 基本目標を達成するための施策推進の基本方向を具体化する事業のうち、特に効果的な事業及び適切に施策推進の方向を示す事業。

次世代育成支援行動計画施策体系

基本理念

家族のきずな 地域のきずな みんなで子育て 夢ある未来…うつのみや

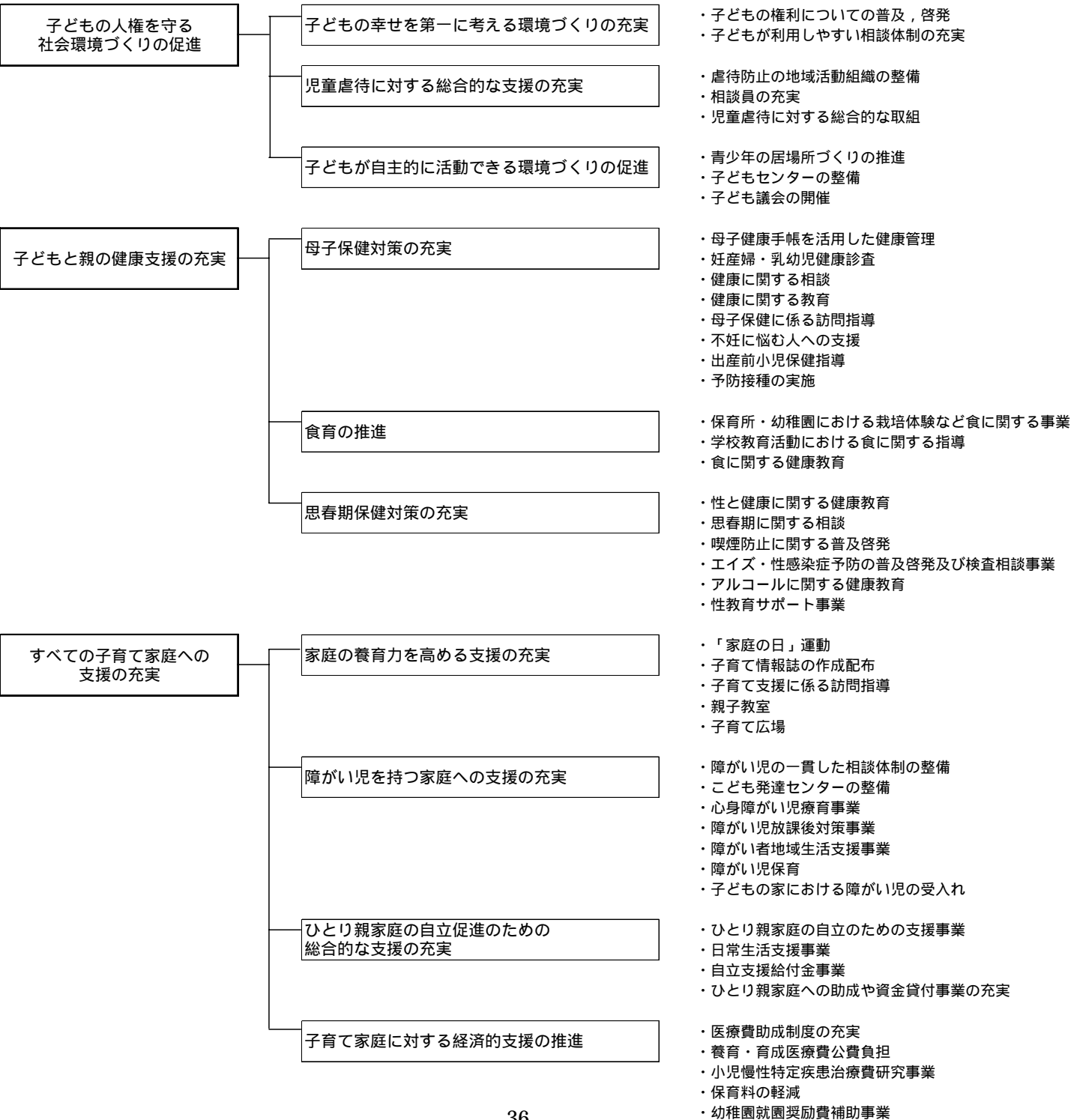
基本目標

子どもの個性を 夢につなげる 環境づくり

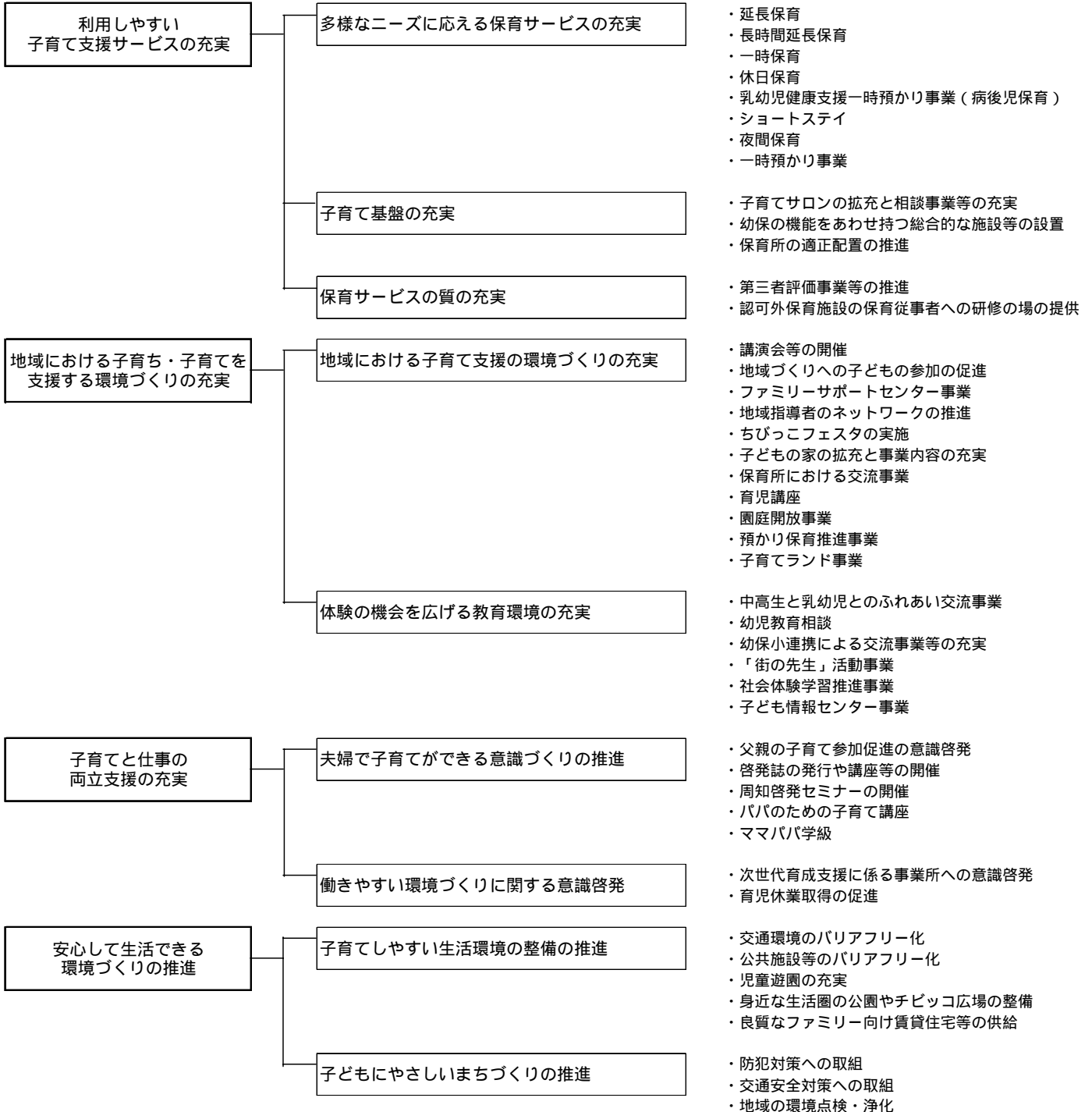
子を持つ喜びを 家族で実感できる 環境づくり

子育ての楽しさを 地域がきずく 環境づくり

【施策推進の基本方向】



【施策推進の基本方向】



基本的施策

1 子どもの人権を守る社会環境づくりの促進

(1) 子どもの幸せを第一に考える環境づくりの充実

これまでの社会の中では、子どもは保護の対象として見られる傾向にあり、そのため大人も子ども自身も、子どもの人権を認め尊重する意識が十分ではありませんでした。

このため、子どもの人権の尊重と権利の保障を目指した「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権に関する意識の高揚を図るとともに、子どもの権利侵害に対する相談体制の充実を図り、子どもの幸せを第一に考える環境づくりに努めます。

【主な事業】

ア 子どもの人権についての普及・啓発〔新規〕

子どもの人権を尊重する意識が希薄であることから、一人ひとりの子どもを権利の主体として位置付け、子どもの人権が尊重される社会を目指し、子どもから大人まですべての市民を対象として、子どもの人権尊重に関する各種啓発事業を実施し、子どもの人権について普及・啓発に努めます。

イ 子どもが利用しやすい相談体制の充実〔充実〕

子どもの権利が侵害されることは、保護者や子ども同士など身近な人間関係の中でも生じるため、その事実が顕在化しにくいことなどから、これまで以上に相談機関の周知を図り、保護者、関係機関、地域の関係者はもとより子どもが相談しやすい体制づくりに努めるとともに、相談機関の連携を強化し、総合的な相談体制づくりを推進します。

(2) 児童虐待に対する総合的な支援の充実

近年、児童虐待が深刻な社会問題となっており、その対策が緊急な課題となっています。

そのため、福祉、医療、保健、教育、警察等との連携の充実を図り、特に、身近な地域において、各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員を中心とし、地域の関係機関からなる地域活動組織の整備を図るなど、すべての子どもの健全育成に努めるとともに、保護者の育児不安等に早期に対応するため、相談体制の充実に努めます。

さらに、発生の予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアにいたるまでの総合的な対応のあり方について検討を行います。

【主な事業】

ア 虐待防止の地域活動組織の整備〔新規〕

児童虐待防止の対策としては、特に、未然防止や早期発見が重要となります。子どもや家庭にとって、地域はより身近な存在であるため、未然防止や早期発見のためには地域における活動が効果的であることから、各地区民生委員・児童委員、主任児童委員が中心となり、自治会や学校、保育園などの地域の関係機関からなる地域活動組織を整備します。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
整備か所数（地区）	0	39

イ 相談員の充実〔充実〕

児童虐待の未然防止、早期発見等に対応するため、増加する保護者等からの相談に対応することが必要となります。そのため、相談員の体制の充実や職員の資質向上のための研修体制の充実を図ります。

ウ 児童虐待に対する総合的な取り組み〔検討〕

児童虐待の解決においては関係機関の連携が重要となっていることから、宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議において、更なる関係機関の連携・協力体制の確認や事例検討を実施することにより、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、保護・支援からアフターケアにいたるまでの切れ目のない総合的な対応のあり方について検討を行います。

(3) 子どもが自主的に活動できる環境づくりの推進

子どもの人権を尊重し、その権利を守るためには、子どもに関わることについて、大人は常に子どもの視点で考えることが必要であると同時に、子ども自身も、自ら考え行動することが重要です。

そのために、子ども自身が、遊びなどを通じていろいろな人と触れ合い、自主的に物事を考え行動する力を身につけながら、地域社会や市政への参画を推進する環境の整備に努めます。

【主な事業】

ア 青少年の居場所づくりの推進〔新規〕

かつての子どもは、地域のいたるところにあった空き地等での異年齢の仲間との多様な遊びを通して、様々な人々とふれあい、大人になるために必要な自主性や社会性を身につける機会に恵まれていました。

しかし近年における少子化や核家族化、都市化の急激な社会環境の変化に伴い、安心して遊べる環境や心のふれあいが持てるコミュニティを失いつつあり、自分の中に閉じこもり、他人や社会と積極的に関わることができない場合が多くなっています。

さらにインターネットや携帯電話の普及による情報化の進展により、利便性が向上した反面、仮想空間でしかコミュニケーションが持てず、人とのふれあいの中で自分の意志を伝えたり、相手の意志を尊重することができない傾向が強くなっています。

このため、地域の身近な場所や中心市街地等において、青少年が誰でも気軽に立ち寄り、くつろいだり、また気の合う者同士が自由に過ごせる時間・空間を創出し、異世代交流を通して、豊かなコミュニティの形成を促進します。また、自分たちが居心地の良い場を創り出すために、青少年たちが協力し合い、自主運営していくことで、社会性や自主性を養う場を提供します。

イ 子どもセンターの整備〔新規〕

子ども同士の交流機会や遊びの減少，地域における養育機能の低下など，子どもの健全な成長への影響が懸念されることから，子どもの豊かな感性と創造性・協調性を育み，心身の健康増進を図るため，子どもたちに遊びを提供する総合的な拠点施設を整備します。

また，施設整備にあたっては，子どもの育成機能や，子育て家庭支援機能を備え，子どもが自主的に活動できる場や，子ども同士や子育て中の親子が交流できるスペースを提供します。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
整備か所数（か所）	0	1

ウ 子ども議会の開催〔新規〕

子どもが主体となる子ども議会を定期的かつ継続的に開催することにより，次世代を担う子どもたちに，議会という場を通して，本市のまちづくりについて自由に意見を発表する機会を提供し，市政への理解と参画を推進します。

2 子どもと親の健康支援の充実

(1) 母子保健対策の充実

母子保健は、妊娠・出産・育児を通して母性や父性を育み、子どもが心身ともに健やかに育つことを目指しています。

そのため、安心して妊娠出産を迎えられるよう母子の健康を確保するとともに、親の育児不安に対する支援の充実に努めます。また、不妊に悩む夫婦への精神的・経済的な支援を推進することにより、安心して新しい命を育み、子育てができるよう母子保健対策の充実に図ります。

【主な事業】

ア 母子健康手帳を活用した健康管理〔継続〕

妊娠の届出時に母子健康手帳を交付することにより、妊産婦や乳幼児に関する保健・育児情報を提供し、また、妊娠・出産・育児に関する一貫した健康記録を行いながら、母子の健康管理を推進します。

イ 妊産婦・乳幼児健康診査〔継続〕

妊婦の一般健康診査を実施することで妊娠期の異常を早期に発見し、適切な医療につなげるとともに妊産婦の歯科健康診査を行うことで妊産婦の口腔衛生の向上を図ります。

また、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科のみ）3歳児に対する健康診査を実施することにより、乳幼児の疾病や障害を早期に発見し健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。

ウ 健康に関する相談〔継続〕

妊娠・出産・育児など様々な健康問題や悩みについて、保健師等が面接や電話による健康相談を実施し、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう支援を行います。

エ 健康に関する教育〔充実〕

乳児とその親を対象に生活リズムの確立や育児不安の解消を図るための講座を実施するとともに妊娠・出産・育児に関する正しい知識を普及させ、健康の保持増進を図るため健康教育の充実に努めます。

オ 母子保健に係る訪問指導〔充実〕

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及及び育児不安の軽減を図り、保護者が自信をもって育児ができるよう支援するため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による家庭訪問を実施し、子どもの発達や疾病の予防、療養上の注意等生活に合わせた保健指導の充実に努めます。

カ 不妊に悩む人への支援〔継続〕

子どもが欲しいと願う夫婦が子どもを持てるような環境づくりを進めるため、不妊に関する相談に応じるとともに、治療費に要する費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、不妊に悩む人への支援を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
不妊で悩んだ時、周囲に相談できる人の割合（％）	72.0	100

「すこやか親子うつのみや21」（平成16～22年度）において定められた目標値を本計画における目標値とする。

キ 出産前小児保健指導〔継続〕

子どもを安心して産み育てる環境を整えるために、育児不安の強い妊産婦とその家族を対象に地域の産婦人科と小児科が連携し、保健指導を受ける機会を提供することで、育児不安の解消を図るとともに、子どもの健やかな発育のため、かかりつけ医の確保を推進します。

ク 予防接種の実施〔充実〕

子どもを感染症から守るため、予防接種法、結核予防法に基づき、各種予防接種を実施します。

今後は、BCG・ポリオ予防接種について、接種機会の拡大を図るなど、接種率の向上にむけた取り組みの充実に努めます。

(2) 食育の推進

近年，生活様式の変化等により，朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせなど，次世代を担う子どもの心身の健康問題が発生しています。

そのため，乳幼児期からの正しい食習慣の定着や，食を通じた豊かな人間性の形成による心身の健全育成を図るため，保健や教育，福祉等の関係分野が連携し，親の健康づくりに対する働きかけも含めて，乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育の推進に努めます。

【主な事業】

ア 保育所・幼稚園における栽培体験など食に関する事業〔充実〕

乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を定着させ，発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより，生涯にわたって健康で質の高い生活を送る上で基本となる「食を営む力」の基礎を培うことが重要です。そのため，保育所や幼稚園において，栽培や食事などを通じた事業の充実を図り，楽しく食べる子どもを育み，健全な心と体を養い，人間性豊かに育つ環境づくりに努めます。

イ 学校教育活動における食に関する指導〔充実〕

心身の健康の大切さを認識できるようにするとともに，近年における食生活をはじめとする生活習慣の乱れや生活習慣病などの健康課題に適切に対処するため，児童生徒に，食生活の果たす役割についての認識と，望ましい食生活の基礎を身に付けさせ，自己の健康管理ができる能力を育成する必要があります。

そのため，生涯にわたって心身ともに健康な生活の基礎を培う健康教育の一環として，給食指導，関連教科，総合的な学習の時間など教育活動全体を通して，体の健康・心の育成・社会性の涵養・自己管理能力の4つを柱とした食育（食に関する指導）の充実を図ります。

ウ 食に関する健康教育〔充実〕

近年、市民の価値観の変化やライフスタイルの多様化、外食産業の発展などの社会環境の変化に伴い、朝食の欠食や過度のダイエット、家族そろっての食事時間の減少が問題となっており、不適切な食生活が、エネルギーの過不足や栄養の偏りを引き起こし肥満や糖尿病などの生活習慣病の原因となっています。

そのため、健康で充実した生活を送るため、乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身に付けることが大切であることから、地域において、離乳食や食事に関する講話、料理実習をはじめ食に関する健康教育の充実を図ります。

指標（単位）	対象	平成16年度	平成21年度
朝食を欠食する人の割合 （％）	幼児	4.0	0
	小学生	5.6	0
	中学生	14.7	0
	高校生	16.1	0

「すこやか親子うつのみや21」(平成16～22年度)において定められた目標値を本計画における目標値とする。

(3) 思春期保健対策の充実

若い世代のエイズ患者・感染者数の増加は、非常に憂慮すべき状況であり、また、若年層の性交渉の増加とともに10歳代の性感染症感染者数も増加しており、無防備な性交渉はHIV感染にもつながり、次世代に大きな影響を及ぼすこととなります。

このような状況に対応するため、性に関する意識の醸成や性感染症予防に関する普及・啓発等の充実に努めます。さらに、安全な妊娠・出産を支援するため、早産や低出生体重児の出産などの原因ともなる喫煙や飲酒への対策とあわせて、思春期保健対策の充実を図ります。

【主な事業】

ア 性と健康に関する健康教育〔継続〕

様々な性情報が氾濫している現状において、性に関する正しい情報提供や知識の普及を図ることが必要です。そのため、市内の高校性を対象に、ピアカウンセリングの手法を用いて性と健康に関する正しい知識や情報を提供する健康教育の推進を図ります。

指標(単位)	対象	平成16年度	平成21年度
性に関してよく知っている人の割合(%)	小学6年生 体の変化	50.9	100
	性器	28.3	100
	中学3年生 性感染症	35.3	100
	妊娠	49.0	100
	高校3年生 性感染症	42.3	100
	避妊	54.1	100

「すこやか親子うつのみや21」(平成16～22年度)において定められた目標値を本計画における目標値とする。

イ 思春期に関する相談 〔継続〕

思春期におきる月経異常や妊娠など体や性に関する悩み・相談に応じ、適切な助言指導を行うことにより、相談者の不安や悩みの解決を図り、適切な行動がとれるよう支援を行います。

ウ 喫煙防止に関する普及啓発 〔継続〕

未成年者の喫煙を防止するため、喫煙が健康に及ぼす影響についての正しい知識や具体的方法について学ぶ講習会等を行うことにより、喫煙防止に関する普及啓発を行います。

エ エイズ・性感染症予防の普及啓発及び検査相談事業 〔充実〕

国内において、若い世代のエイズ患者・感染者数や性感染症感染者数が増加し、無防備な性交渉はH I V感染にもつながり、次世代に大きな影響を及ぼすことになります。

このようなことから、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進し、検査・相談体制の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークを強化するなどして、市民のエイズ・性感染症まん延防止を図ります。

オ アルコールに関する健康教育 〔継続〕

小学生のうちからアルコールの害について正しく知ることを推進するため、学校保健と連携を図りながら、アルコールの害に関するパンフレットやリーフレットを配布するなど、アルコールの基礎知識について正しい知識の普及・啓発に努めます。

カ 性教育サポート事業 〔継続〕

生命尊重の精神を基盤に、性に関する正しい知識や妊娠中絶の現状及び身体等への影響についての認識を深め、望ましい行動がとれる資質や能力を養うため、各中学校に産婦人科医を派遣し、中学3年生を対象に講演会を実施しています。実施にあたっては、事前事後のアンケート調査により生徒の実態把握に努めたり、保護者に参加を促したりするなどして事業の充実を図り、性教育を推進しています。

3 すべての子育て家庭への支援の充実

(1) 家庭の養育力を高める支援の充実

核家族化や都市化などにより、近年、家庭の養育力の低下が指摘されています。しかし、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心などを育成する上で、家庭は重要な役割を果たすものであることから、家庭の意義や役割についての学習機会や情報の提供を行い、家庭の養育力の向上に努めます。

特に、対人接触を好まない、養育上の問題を抱える子育て家庭については、一般の子育て支援サービスの利用ができるよう、家庭訪問などを実施して、育児負担の軽減を図りながら、養育力の向上に努めます。

【主な事業】

ア 「家庭の日」運動〔充実〕

家庭は社会を形成する最小単位であり、人間が生まれ育つ基礎的な生活の場です。その家庭が健全でなければその社会も健全とは言えません。

家庭を大切にすることは、単に子どもの健全な育成に資するだけでなく、大人や高齢者などの精神的安定にとっても、また、社会の基礎的単位としての役割を適切にするためにも重要です。

このことから、家庭の和やかな団欒を通して、家族全員の心の交流を図り家族の絆を深める、毎月第3日曜日の「家庭の日」を広く市民に普及推進するため、さまざまな機会をとらえ、積極的な啓発活動を推進します。

イ 子育て情報誌の作成配布〔充実〕

子育て情報誌「にこにこ子育て」を発行・配布し、本市の子育てサービスの周知と利用促進を図るとともに、情報提供に際してホームページ等を活用することにより、利用者の利便性の向上に努めます。

また、思春期の子どもを持つ保護者を対象に、保護者の役割やしつけ、子どもとの接し方などの参考となるしおりを発行・配布し、子どもが自立に向け良いスタートが切れるよう、家庭の教育力の向上に努めます。

ウ 子育て支援に係る訪問指導〔新規〕

家庭や地域における養育機能の低下に伴い、子育て家庭の負担感や不安感が増大する中、育児について孤立化する傾向にある、養育上の問題を抱える家庭の育児負担の軽減を図るため、地域の民生委員や主任児童委員などの関係機関と連携を図りながら、訪問指導の実施に努めます。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
訪問家庭件数（件）	0	244

エ 親子教室〔充実〕

親と子が体験学習やレクリエーションを通して、子どもの創造性を高めるとともに、親が子とのふれあいの中で家族の役割や家庭のあり方を再認識する機会を提供するため、生涯学習センターにおいて、主に小学生とその親を対象に「親子教室」を開催し家庭教育の向上を図ります。

また、これまで子育てが母親に偏り父親の育児参加が進んでいないことから、父親と子どもがともに参加できる親子交流の機会提供の充実に努めます。

オ 子育て広場〔継続〕

いきいきとした親子関係を育むとともに、幼児を持つ親同士が交流を深める中で、仲間作りや情報交換ができる場を提供し、子どもを持つ親同士のネットワークの形成を促進させるため、生涯学習センターにおいて、特に幼児期の大切な時期の幼児とその親が気軽に参加できる、親子のスキンシップを内容とした「子育てひろば」を開設し、家庭の教育力の向上を図ります。

(2) 障がい児を持つ家庭への支援の充実

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により就学支援を含めた療育体制の整備等、一貫性、継続性を持つ総合的な取り組みを推進します。また、保護者に対する育児相談を推進すること等により、家族への支援も併せて行います。

【主な事業】

ア 障がい児の一貫した相談体制の整備〔新規〕

障がい児や家族は、地域生活を送るうえで様々な問題や悩みを抱えており、日々安心して生活できるよう支援することが重要です。そのため、様々な相談に迅速に対応する相談体制を整備するとともに、18歳以上になっても継続的に相談に応じられるよう障がい者地域生活支援センターと連携を図りながら、障がい児・者等の地域生活を支援していきます。

イ こども発達センターの整備〔新規〕

障がいの気付きから、児童期を通した一貫性、継続性のある相談・支援機能を提供するとともに、障がいの重複化や多様化に対応した総合的なリハビリテーションを提供するため、医療、保健、福祉、教育などの分野と連携した療育の総合的な支援拠点施設の整備を図ります。

指標(単位)	平成16年度	平成21年度
整備か所数(か所)	0	1

ウ 心身障がい児療育対策事業〔継続〕

乳幼児一次健康診査においてスクリーニングされた子どもを対象に、専門スタッフによる健康診査や個別の療育相談を行い心身障がい児の早期発見に努めるとともに小集団での遊びを通した支援を行うことで子どもの健全な発達を促す支援を行います。

エ 障がい児放課後対策事業〔充実〕

養護学校等に通う子どもを放課後や長期休暇に社会福祉施設等で預かり，その子ども達の健全育成と保護者等の肉体的・精神的負担の軽減を図り，障がい児やその家庭の地域生活を支援します。

オ 障がい者地域生活支援事業 〔充実〕

市内7ヶ所の障がい者地域生活支援センターにおいて，在宅の障がい児・者やその家族を対象に，福祉サービスの利用援助,社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援,介護相談及び情報の提供等を総合的に行い,地域における生活を支援し，障がい児・者の自立と社会参加の促進に努めます。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	4	7

カ 障がい児保育 〔充実〕

保育に欠け，集団保育が可能な障がい児については，保育所で受け入れ，健全な児童とともに保育を行うことによって，発育が促されるなどの効果があることから，障がい児保育の実施園の拡大を図ります

キ 子どもの家における障がい児の受入れ 〔充実〕

障がい児等の健全育成を図るため，子どもの家（留守家庭児童会を含む）を開設する小学校に在籍する障がい児に対して，遊びやふれあいを通じた育成，指導を行うなど，子どもの家等における障がい児の受入れを充実します。

(3) ひとり親家庭の自立促進のための総合的な支援の充実

離婚の増加等によりひとり親家庭が増加している中，ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るため，従来から実施している子育て支援や生活支援，就業支援や経済的支援について充実を図るとともに，ひとり親家庭自立促進計画を策定し，ひとり親家庭の自立・就業の支援に主眼を置いた総合的な対策の推進に努めます。

【主な事業】

ア ひとり親家庭の自立のための支援事業 〔充実〕

ひとり親家庭の生活の安定・向上を図るため，就業に向けて相談・情報提供・講習会等の一貫した支援を実施します。

さらに，母子家庭等自立促進計画を策定し，本市の実情にあった総合的自立支援策を推進します。

イ 日常生活支援事業 〔充実〕

ひとり親家庭の生活の安定を図るため，病気や就職活動の際，一時的に家庭生活支援員を派遣し，家事，保育等のサービスを提供する日常生活支援事業の充実を図ります。

ウ 自立支援給付金事業 〔充実〕

自立支援教育訓練給付金により就職に役立つ講座について受講料を助成したり，高等技能訓練促進費により資格取得のための修業期間に生活費を助成するなど，自立のための経済的負担を軽減し，効果的な自立促進に努めます。

エ ひとり親家庭への助成や資金貸付事業の充実 〔充実〕

ひとり親家庭の生活の安定，向上と児童の健全育成のため，ひとり親家庭への手当の支給と医療費助成により生活の基本を確保するとともに，自立に向けた円滑な活動を支援するため，各種貸付金制度の活用を促進を図ります。

(4) 子育て家庭に対する経済的支援の推進

子育てにかかる費用が年々増加傾向にあり、少子化の原因として、子育てに係る費用負担が挙げられているなど、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

本市では、これまで、子育て家庭に対する医療・福祉・教育面における経済的な支援策の充実に努めてきましたが、今後とも、次代を担う子どもの健全育成の視点から、有効な経済的負担の軽減等について検討を進めながら対応します。

【主な事業】

ア 医療費助成制度の充実〔充実〕

現在、妊産婦や乳幼児に対し医療費の助成を行っていますが、乳幼児への医療費助成については、対象年齢の拡大を図るとともに、利用者の利便性の向上を図るため、助成を受けるための手続きについて、これまでの窓口での医療費支払い後、申請を行う方式から、窓口での支払いを免除する方式の導入に取り組み、家庭が安心して子どもを生み育てることができる支援を行います。

指 標	平成16年度	平成21年度
助成対象年齢	就学前の乳幼児	年齢拡大
支払い方式	窓口支払い	窓口支払いの免除

イ 養育・育成医療費公費負担〔継続〕

養育医療は、医師が指定養育医療機関において入院養育が必要と認めた1歳未満の未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行います。

育成医療は、身体に障がいのある、又は、現存する疾患を放置すると将来において身体に障がいを残すと認められる18未満の児童に対して、指定育成医療機関の担当医が手術などを行うことにより治癒、または障がいの改善の見込みがあると診断した場合に必要な医療の給付を行います。

療育医療は、骨関節結核及びその他の結核にかかり、指定療育機関において長期入院を必要とする18歳未満の児童に対し、必要な医療を給付するとともに、療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品を支給します。

ウ 小児慢性特定疾患治療費研究事業〔継続〕

小児慢性疾患のうちの特定疾患については、治療が長期にわたり医療費の負担も高額であるため、小児慢性特定疾患の研究事業を行うことにより、その研究の推進と医療の確立及び普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減を図ります。

エ 保育料の軽減〔充実〕

保育料については、現在、階層区分を細分化して市独自の基準を設けるとともに、多子世帯の保育料の軽減策を推進していますが、更に、有効な軽減策のあり方について検討を行いながら、経済的負担の軽減を図ってまいります。

オ 幼稚園就園奨励費補助事業〔継続〕

私立幼稚園に子どもを通園させている保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、幼児教育の普及充実を図るため、園児の各世帯の市民税所得割額に応じて、入園料・保育料の一部を補助しています。

今後も保護者の経済的負担軽減の主要な支援策のひとつとして、国や県と連携を図りながら事業を推進します。

4 利用しやすい子育て支援サービスの充実

(1) 多様なニーズに応える保育サービスの充実

保育サービスの充実については、これまで、延長保育や休日保育、夜間保育などの取り組みなどを実施し、一定の成果を挙げていますが、保育サービスに対するニーズはさらに多様化しています。

このため、子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態等を踏まえながら、長時間延長保育の新規取り組みや一時保育の充実、休日保育や病後児保育の拡充など、多様な保育ニーズに対応するサービスの提供に努めます。また、育児負担の軽減を図るため、リフレッシュニーズなどに対応する一時預かり事業を実施します。

【主な事業】

ア 延長保育〔充実〕

多様化する就労形態や通勤時間等を考慮し、利用者のニーズに対応するため、通常の保育時間を超え、午後7時までの延長保育の全園での実施を目指します。

指標(単位)	平成16年度	平成21年度
実施率(%)	97	100

イ 長時間延長保育〔新規〕

遠距離通勤者等の長時間延長保育へのニーズに対応するため、保育所において概ね午後9時までの保育を行う長時間延長保育を、地域のバランスを考慮しながら実施します。

指標(単位)	平成16年度	平成21年度
実施か所数(か所)	0	12

ウ 一時保育〔充実〕

就労形態の多様化等に対応する一時保育や、育児疲れ解消や緊急時の保育に対するニーズが高いことから、地域バランスに配慮しながら、一時保育実施園の拡充を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	34	56

エ 休日保育〔充実〕

就労形態の多様化により、日曜などの休日に就業する保護者のニーズに対応した休日保育について、保護者の利便性を考慮し、地域のバランスを踏まえながら休日保育の拡充を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	1	5

オ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）〔充実〕

病気の回復期にあり集団保育の困難な乳幼児を、一時的に病院などの施設で保育する病後児保育事業について、利用者の利便性の向上と利用拡大を図るため、病後児保育の拡充を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	2	4

カ ショートステイ〔継続〕

保護者が、疾病、出産などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難になる場合、昼夜通して子どもを乳児院や児童養護施設において預かるショートステイを引き続き推進します。

キ 夜間保育〔充実〕

保護者の就労形態の多様化，サービス産業の営業時間の延長などにより，夜間における保育ニーズが高まっていることから，地域のバランスを考慮しながら，夜間保育の拡充に努めます。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	1	2

ク 一時預かり事業〔新規〕

育児負担の増加によりリフレッシュニーズへの対応など，子育て支援サービスの充実が求められていることから，保護者のニーズに柔軟に対応する一時預かり事業を推進します。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	0	1

(2) 子育て基盤の充実

地域や家庭の養育力の低下による子育ての孤立化や、育児に対する負担感・不安感の増加に対応するため、子育て中の親子が気軽に交流することができる子育てサロン等の拡充と併せて、子育てサロンにおけるサークル支援や相談事業等の事業内容の充実に努めるとともに、保護者の利便性や多様化するニーズなどに対応するため、子育て支援と幼児教育の機能を併せ持つサービスの提供について検討します。

また、共働き世帯の増加や、就労形態の多様化等による保育需要の変化に対応するため、公民の役割分担を踏まえながら、機能の拡充を考慮した、計画的な保育所の適正配置等に努めます。

【主な事業】

ア 子育てサロンの拡充と相談事業等の充実 【充実】

地域の子育て家庭が気軽に訪れ、遊びを通して交流ができる場を提供する子育てサロンを整備し、地域全体で子育てを支援する基盤の拡充を図ります。また、子育て家庭の育児不安等に対する相談指導や、地域における保育資源の情報提供、子育てサークルへの支援などの充実を図るとともに、保健と福祉、関係機関との連携を強化し、多様な子育て支援事業のコーディネート事業の推進に努めます。

指 標 (単 位)		平成16年度	平成21年度
整備か所数(か所)	公 立	3	7
	私 立	2	5
	合 計	5	12

イ 幼保の機能を併せ持つ総合的な施設等の設置 【検討】

幼児教育や多様化する保育ニーズ等に対し、適切かつ柔軟な対応が求められている中、国においては、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、子育て家庭の様々なニーズに応えるサービスを提供する総合施設のあり方について、平成18年度からの本格実施に向け、検討が行われております。

本市においても、国等の動向も踏まえながら、地域の実情に合わせ、子育て家庭の多様なニーズに応えるサービスを提供する総合的な施設の設置について検討を行います。

ウ 保育所の適正配置の推進〔継続〕

多種多様な保育ニーズへの柔軟な対応やより効率・効果的な保育所運営のため、公民の役割分担を踏まえ、民間活力を導入しながら、新設保育所の整備、公立保育所の一部民営化や統廃合を計画的に実施し、保育所の適正配置に努めます。

(3) 保育サービスの質の充実

保育所は、多様化する保育ニーズへのきめ細かな対応が期待されているとともに、利用者が安心してサービスを利用できる環境をつくるため、保育サービスの質の向上が求められています。

このため、職員の専門性を高め、また、保育所の運営面においても、保育サービスに関する積極的な情報提供を行うことにより、保育サービスの質の向上に努めます。

【主な事業】

ア 第三者評価事業等の推進〔充実〕

保育所において積極的に第三者評価制度を活用し、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスがなされているかの評価を受け、必要な改善を行うことにより、サービスの質の向上に努めます。

また、利用者からの苦情については、すみやかな解決に導くような体制を活用することにより、保育所に対する利用者の信頼感の向上に努めます。

イ 認可外保育施設の保育従事者への研修の場の提供〔新規〕

認可外保育施設においても、質の高い保育の提供や相談・助言など多様な保育ニーズに対応することが求められています。そのため、現在、保育所職員を対象に実施されている各種研修へ、認可外保育施設の保育従事者にも参加を促すことなどにより、保育従事者の資質の向上を図ります。

5 地域における子育て・子育てを支援する環境づくり

(1) 地域における子育て支援の環境づくりの充実

少子化や都市化の影響により，子育て中の親子が地域の人々と交流する機会が減少し，地域の養育機能が低下するなど，子どもの育ちに大きな影響を与えています。

このため，社会全体で子育てについての関心や理解を深めるとともに，保育所や幼稚園，ファミリーサポートセンター，子どもの家等の地域の子育て資源を効果的に活用して，地域全体で子育て家庭を支援する取り組みを推進します。また，地域での活動を通して子どもの社会性や主体性を育むため，地域の各種団体と連携した子育て支援の充実に努めます。

【主な事業】

ア 講演会等の開催〔充実〕

子どもは次の時代を担う存在であり，また，地域社会の中で人との関わりを通して健やかに成長していくものであるという視点から，子どもの大切さと，社会との関わり的重要性を社会全体で共有し，子どもの育ちと子育て家庭を社会全体で支援する意識を醸成するため，講演会や講座等の開催を推進します。

イ 地域づくりへの子どもの参加の促進〔充実〕

少子高齢化が進行する中，宇都宮市では市民と行政が協働してまちづくりを展開していくために，市内37地区に自治会や各種団体で構成される，地域まちづくり組織を立ち上げたところです。

今後，地域特性に応じた様々な地域づくり活動を実施していく中で，地域の環境や伝統文化を守る事業，世代間交流を促進する事業などに，子どもたちの積極的な参加を促し，地域の将来を担う次世代の健全育成に，地域全体で取り組んでいけるよう支援していきます。

ウ ファミリーサポートセンター事業〔充実〕

地域において、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がお互いに会員となって助け合う活動（ファミリーサポート活動）を支援することにより、保護者の子育てと仕事の両立を図るとともに、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で支援する環境を整えます。また、ファミリーサポートセンターの周知を図り、より多くの会員が利用できるよう事業の充実に努めます。

エ 地域指導者のネットワークの推進〔新規〕

地域には様々な育成指導者が活躍していますが、それぞれが相互に連携し、主体的に交流できる機会が少ない現状です。そのため、各地域の育成指導者が参加し交流できる連絡会の設立や、相互の情報交換・支援が円滑に行われる仕組みづくりなど、社会全体で子どもを育成するために相互に助け合う体制を推進し、子どもの健全育成を図ります。

オ ちびっこフェスタの実施〔充実〕

地域の人々や、学生ボランティア等の協力のもと、主に乳幼児を持つ親子が気軽に集い、様々な遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する情報提供などを行う「ちびっこフェスタ」の充実を図り、子育て家庭と地域社会がともに子育ての楽しさを実感できる機会を提供します。

カ 子どもの家の拡充と事業内容の充実〔充実〕

地域における児童の健全育成のための拠点施設として、小学校区における子どもの家の整備を計画的に推進し、開設か所の拡充を図るとともに、順次、留守家庭児童会から子どもの家への移行を図ります。

また、子どもの家において、放課後児童の健全育成を図る事業のほか、乳幼児とその保護者に対する子育て支援事業や、子ども同士または異世代間の交流を図る事業の充実を図るとともに、指導員の資質向上のための研修体制の充実を図ります。

指 標（単 位）		平成16年度	平成21年度
整備か所数（か所） （小規模特認校を除く） （小学校区ごとの設置数）	子どもの家	27	54
	留守家庭児童会	19	12
	合 計	46	66

キ 保育所等における交流事業〔継続〕

保育所などの地域の子育て支援施設に対して、行事などを通じて交流の機会を求めるニーズが多いことから、季節的行事や伝承遊び等を通じて世代間のふれあいを図る世代間交流事業や、保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事やハイキング等の共同活動を通して交流を図る異年齢児交流等事業の推進を図ります。

ク 育児講座〔継続〕

地域の子育て家庭における育児不安の軽減を図り、家庭の養育機能の向上を図るため、保育所を活用して、育児講座の開催や子育て相談事業の推進を図ります。

ケ 園庭開放事業〔充実〕

地域における安全な遊び場と交流の場を提供するため、地域の子育て家庭を対象に保育所において実施している園庭開放事業について、実施回数を増やしたり、実施園を拡大するなど、より多くの家庭が利用しやすいよう事業の充実を図ります。

コ 預かり保育推進事業〔継続〕

私立幼稚園においては、子育て支援等の観点から、開園前の早朝、土曜日、夏休みなどの通常の保育時間以外における預かり保育を実施しています。今後も、通常の保育時間以外の長時間預かり保育の需要が見込まれることから、幼稚園の規模や対象園児数の状況に応じて体制を整備するとともに、地域の実態や保護者の需要等に応じて希望のあるすべての私立幼稚園で預かり保育が実施できるよう、幼稚園に対して積極的に働きかけを行っていきます。

サ 子育てランド事業〔継続〕

私立幼稚園における子育て支援として、家庭や地域の養育機能の向上、幼児教育の内容の充実を目的とし、親子のふれあいや地域・世代間の交流を通し、園内の地域開放、育児相談や未就園児親子サークル活動などを実施しています。これらの事業については、市民ニーズも高く、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することが求められているため、今後も幼稚園が積極的に施設を開放し、家庭や地域と連携した子育て支援活動を実施していくよう働きかけを推進します。

(2) 体験の機会を広げる教育環境の充実

次代の担い手である子どもが、自立した社会人となるためには、子どもの頃から地域社会と関わり、世の中のしくみを知り、社会性等を身につける必要があります。

そのため、地域を基盤として、各種スポーツ及び文化施設などを活用し、学校や各種団体との連携・協力によるイベントを企画し、その情報を周知するなど、社会体験、自然体験等の多様な体験活動を推進し、一人ひとりの興味や関心を大切にしながら、それらの活動を通して、子どもがともに生きる喜びを味わい、豊かな感受性を身につける取り組みを推進します。

また、子どもは次代を担う大人となるものとの認識の下に、家庭を築き、子どもを生き育てる意義や子どもや家庭の大切さについて学ぶ機会を提供します。

【主な事業】

ア 中高生と乳幼児のふれあい交流事業〔新規〕

少子化や核家族化等の影響により、家庭や近隣で乳幼児に接する機会が少なくなっています。このことから、生命を次代に育む意義や尊さなどについて学び、小さな子どもを慈しむ気持ちを育むため、子育てサロンや保育所などの地域の子育て資源を活用し、中高生を対象とした乳幼児とのふれあい交流事業を促進します。

指標(単位)	平成16年度	平成21年度
参加人数(人)	0	4,400

イ 幼児教育相談〔充実〕

市教育センターにおいては、就学前の4,5,6歳児を対象として、発達の遅れや体の障がい等に関する教育相談を実施し、子どもたちが、その力を伸ばすことができる教育を推進しています。さらに、幼稚園の子育てランド事業を通じた育児相談などを推進し、地域におけるネットワークの形成に努め、今後も幼稚園等の子育て支援に関わる施設の相談機能の充実に努めます。

ウ 幼保小連携による交流事業等の充実〔継続〕

幼稚園・保育所での教育・保育と、小学校での教育との円滑な移行を目指し、園児と児童の交流活動、教職員による授業・保育参観や合同研修会等を実施するとともに、小学校教育へ円滑に移行できる一貫性を持った保育・教育の実現に向け、保育園・幼稚園・小学校の連携を推進します。

エ 「街の先生」活動事業〔継続〕

各学校が様々な教育活動を実施する際に、ねらいに応じて「街の先生」協力者リストの中から協力いただきたい方を選び、日時・内容等の調整を図った上で、教育活動への支援を依頼することにより、学校教育の充実・改善を図るとともに、地域に開かれ、地域と共に歩む学校の実践を目指します。

オ 社会体験学習推進事業〔継続〕

地域の多くの人と触れ合う社会体験活動を通して、働くことの尊さを実感させ、他人を思いやる心や社会のためになることを積極的に行う態度を育み、主体的に自己の在り方や生き方を見つめさせることを目的とし、生徒の希望する体験活動ごとにグループをつくり、受入れ先に行き、グループごとに充てられた指導ボランティアの指導を受けながら、市内の公立中学校2年の生徒が5日間連続して、地域の事業所や幼稚園・保育所等での勤労生産活動や福祉体験活動等の体験活動を行う社会体験学習を推進します。

カ 子ども情報センター事業〔充実〕

子どもたちの地域における体験活動を支援するため、子ども情報センターにおいて、ホームページや市民ボランティアの編集による子ども情報誌「こどもックル」の発刊などにより、子どもたちの様々な体験活動に関する情報、団体・グループ情報等の収集・提供・相談などの充実を図ります。

6 子育てと仕事の両立支援の充実

(1) 夫婦で子育てができる意識づくりの推進

子育て家庭を取り巻く課題のひとつとして、子育てにおける女性の負担が大きいことが挙げられますが、近年の価値観の多様化に伴い、仕事と育児の両立を望む割合が多くなっています。

そのため、子育ては男女が協力して行うものであるという基本的な視点に立ち、女性の就労の有無に関わらず、男性が、育児や教育を含め、親としての役割を積極的に果たしていけるようにするための取り組みの充実に努めます。

【主な事業】

ア 父親の子育て参加促進の意識啓発〔新規〕

夫婦で子育てを行うため、育児は母親に任せるものという意識を変え、父親も積極的に育児に参加・協力できるよう、地域社会と連携した交流事業などを通して意識啓発を図ります。

イ 啓発誌の発行や講座等の開催〔継続〕

「男は仕事、女は家庭」という言葉で代表されるような性別による固定的役割分担の意識やあり方は、長い時間をかけて人々の意識に浸透し、社会における取り決めや慣習の中に形づけられてきたものであるため、市民一人ひとりが男女共同参画意識を持ち、夫婦が共同で子育てができるようにするには、幅広い広報・啓発を継続的に行っていく必要があります。このため、啓発誌の発行や講座等を開催し、子育てにおける男女共同参画の意識の高揚に努めます。

ウ 周知啓発セミナーの開催〔継続〕

子育ては夫婦が協力して行うものであるという意識を、男女ともに向上させ、仕事と家庭の両立支援の充実に図り、生き生きと働くことできる労働環境を整備するため、周知啓発のためのセミナーを開催します。

エ パパのための子育て講座〔充実〕

男女が協力して育児を行うため、父親も子育てに積極的に参加できるよう、子どもへの接し方や子どもとの遊び方などを学ぶパパのための子育て講座を開催します。講座の開催にあたっては、より多くの父親の参加を促すため、実施か所を拡充するほか、開催日程に配慮したり、関係団体と連携して内容を工夫するなど、事業の充実を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
参加人数（人）	40	280

オ ママパパ学級〔充実〕

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・育児に関する知識や技術及び子育てを体験できる機会を提供することにより、夫婦で協力し合いながら出産・育児ができるよう支援するため、実施内容の充実を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
パートナーが良く協力してくれる、少しは協力してくれる人の割合（％）	92.1	100

「すこやか親子うつのみや21」(平成16～22年度)において定められた目標値を本計画における目標値とする。

(2) 働きやすい環境づくりに関する意識啓発

女性の就業率が増加し、これまで以上に子育て家庭における家庭と仕事の両立支援の必要性が高まっています。

このような中、男女がともに育児をしながら働くことができるようにするためには、事業所の理解と協力が不可欠であるため、事業所に対して、次世代育成支援のための意識啓発を行うとともに、事業所と連携を図りながら育児休業取得等の促進に努めます。

【主な事業】

ア 次世代育成支援に係る事業所への意識啓発〔新規〕

勤労者が、仕事と子育てを両立することができる働きやすい環境をつくるため、事業主が次世代育成支援対策を進めるための一般事業主行動計画を実施するにあたっては、一般事業主行動計画に係る情報を、広報紙のほかに事業主・勤労者向けガイドブックに掲載し、市内事業所に配布して内容を説明することで、意識啓発を図ります。

イ 育児休業取得の促進〔継続〕

少子化や核家族化が進行する中で、男女ともに勤労者が仕事と家庭を両立させ、生涯を通じて充実した子育てにやさしい職場生活を送れるよう、育児休業制度や両立支援事業に係る内容を掲載した、事業主・勤労者向けのガイドブック「働くあなたのサポートガイド」を作成・配布し、育児休業取得の促進など、働きやすい就労環境に関する意識啓発を図ります。

7 安心して生活できる環境づくりの推進

(1) 子育てしやすい生活環境の整備の推進

子育て中の親子が、精神的なゆとりや豊かさを感じながら子育てをするために、子どもや子ども連れに配慮した公共施設等のバリアフリー化や、安心して外出できる交通機関のバリアフリー化、住環境の整備など子育てしやすい生活環境の整備を推進します。また、運動や遊びを通して子どもの心身の発達を促すために、自然環境やコミュニティ機能などに配慮した、身近な地域における安全な遊び場の確保に努めます。

【主な事業】

ア 交通環境のバリアフリー化〔継続〕

乳幼児や高齢者や障がい者を含むすべての人が、自分の意志で自由にかつ安全に移動できる環境を確保するため、本市の交通バリアフリー基本構想に基づく事業を推進し、鉄道の駅舎内のバリアフリー化の整備促進や、ノンステップバスの導入促進など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図り、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

イ 公共施設等のバリアフリー化〔継続〕

高齢者、障がい者、児童などをはじめとするすべての市民が快適で安全に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、平成12年4月に施行した「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の趣旨の実現に向けて、平成13年度策定した推進計画に基づき、計画的に公共施設等のバリアフリー化を推進します。

ウ 児童遊園の充実〔継続〕

児童遊園は、地域における児童を対象に、健全な遊びと遊び場を与え、児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的とした市内唯一の屋外型施設であり、その付属施設として、「子どもの家」を併設し、地域に住む未就園児や小学生を対象に、それぞれ月2回、親子で触れ合う遊びや工作などの自主事業を実施しており、今後とも、安全で、安心して遊べる場として、事業内容の充実に努めます。

エ 身近な生活圏の公園やチビッコ広場の整備 〔継続〕

都市化の進展により市街化区域内の緑空間は年々縮小していることから、歴史や文化を活用した公園づくりや市街地における緑化の推進が必要となっています。

公園緑地の整備を進めるうえで、身近な生活圏の街区・近隣公園等については、「身近な生活圏の公園づくり指針」に基づき、快適な市民生活をおくる上で有益な公園づくりと緑の配置に努めます。

また、コミュニティ推進の場としての公園は、住民自らが描く地域の将来像と大きく関与していることから、地域住民の総意によるまちづくりのプランなどと歩調をあわせた公園づくりを推進します。

一方、地域における身近な子どもたちの遊び場であるチビッコ広場については、広場の整備とともに、遊具類の補修等の促進を図り、安心して遊べる場所づくりを推進します。

オ 良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給 〔継続〕

子育て世帯等における居住水準の向上や中心市街地の居住を促進するなど、まちづくりと連携した良質な住宅ストックの形成を図るため、地域優良賃貸住宅の供給を促進します。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
地域優良賃貸住宅の供給（戸）	152	202

(2) 子どもにやさしいまちづくりの推進

近年、子どもが巻き込まれる事件や事故の発生、また非行の低年齢化などが社会問題となり、子育て家庭をはじめ、すべての市民が安心して生活できるまちづくりが求められています。

このため、地域の中で、子どもを安心して生み育てることができるようにするため、地域の関係機関等と連携を図りながら、子どもを犯罪や交通事故、有害環境等から守る活動の推進に努めます。

【主な事業】

ア 防犯対策への取り組み〔充実〕

近年における身近な犯罪の増加により、日常生活における「安全・安心」は、市民にとって大きな関心事になっています。犯罪のない安全で安心して暮らせることができる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分で守る」という意識の下、犯罪の未然防止のための「防犯パトロールの手引書」の作成や地域防犯活動推進のためのリーダー講習会の開催など、警察はもとより、市・市民・事業者、地域の団体等が一体となって、犯罪防止のための取り組みを推進していきます。

イ 交通安全対策への取り組み〔充実〕

交通事故が増加する中で、市民の交通安全の確保と交通安全意識の醸成を図るため、関係機関・団体と連携を図り、継続的な交通安全の意識啓発活動を推進するとともに、子ども等への交通安全教室を、計画的・継続的に推進します。

ウ 地域の環境点検・浄化〔充実〕

子どもが心身ともに健康で新しい時代の担い手として健やかに成長することは、市民全ての願いではありますが、近年、非行の低年齢化や凶悪化などが大きな社会問題になっています。

このことから、青少年の非行防止と健全育成の一層の推進を図るため、国の「青少年の非行問題に取り組む強調月間」運動の趣旨を踏まえ、関係機関や団体をはじめ家庭、学校、地域社会が一体となり、地域における環境点検活動や「愛のひと声」運動を実施し、市民全体に運動についての意識啓発活動を推進します。

また、有害広告等、子どもたちにとって好ましくない情報が氾濫している中、健全な環境づくり活動の推進の一環として、販売業者や設置業者など業界全体に自主規制の強化を依頼することや、市民全体に子どもにとっての有害環境阻止の意識啓発活動を推進します。